

令和 7 年 3 月 27 日

議会議長 井 出 一 己 殿

教育民生常任委員会

委員長 岸 上 敦 子

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛川町議会会議規則第 72 条の規定により報告します。

記

1 審査の経過

(1) 委員会の開会日時、場所及び出席委員等

ア 日 時 令和 7 年 3 月 13 日、19 日及び 24 日の 3 日間 午前 9 時

イ 場 所 愛川町役場 2 階大会議室及び 4 階 402・403 会議室

ウ 出席委員

委員長 岸 上 敦 子 副委員長 小 林 敬 子

委 員 茅 孝 之 委 員 熊 坂 健 太 郎

委 員 阿 部 隆 之 委 員 渡 辺 基

委 員 山 中 正 樹

エ 説明のため出席した者

教育長	佐藤 照明	民生部長	後藤 昭弘
教育次長	亀井 敏男	福祉支援課長	中山 卓也
子育て支援課長	高橋 誠	健康推進課長	馬場 貴宏
高齢介護課長	皆川 潤	国保年金課長	高橋 聰
住民課長	力石 邦彦		
教育委員会 教育総務課長	宮地 大公	教育委員会 指導室長 兼教育開発センター所長	瀧 喜典
教育委員会 生涯学習課長	小山 文利		
教育委員会 スポーツ・文化振興課長	井上 守	各課関係専任主幹等	

(2) 審査の内容

1日目の3月13日は、付託された条例及び新年度予算関係議案を一括上程し、午前中に各工事箇所等の現地調査を行い、現地調査終了後、各議案の補足説明を受け、午後3時56分をもって延会した。

2日目の3月19日は、民生部所管の条例議案（1件）に対する質疑・討論・採決まで行った後、「一般会計予算」及び「特別会計予算」を分け質疑を行い、午後1時48分をもって延会した。

3日目の3月24日は、教育委員会所管の条例議案（1件）に対する質疑・討論・採決まで行った後、「一般会計予算」を議題として質疑を行い、すべての質疑が終了後、討論、採決の順で進め結論を得た後、午後1時40分をもって閉会した。

2 審査の結果

(1) 町長提出議案第 6 号

愛川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
「原案のとおり可決すべきものと決定」

(2) 町長提出議案第 8 号

愛川町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
「原案のとおり可決すべきものと決定」

(3) 町長提出議案第 15 号

令和 7 年度愛川町一般会計予算（分割付託審査事項）
「原案のとおり可決すべきものと決定」

(4) 町長提出議案第 16 号

令和 7 年度愛川町国民健康保険特別会計予算
「原案のとおり可決すべきものと決定」

(5) 町長提出議案第 17 号

令和 7 年度愛川町後期高齢者医療特別会計予算
「原案のとおり可決すべきものと決定」

(6) 町長提出議案第 18 号

令和 7 年度愛川町介護保険特別会計予算
「原案のとおり可決すべきものと決定」

各議案に対する主な質疑要旨

＜町長提出議案第 6 号＞

○ 愛川町国民健康保険税条例の一部改正：激変緩和措置の詳細について

— 令和 7 年度は、納付金を納めるための財源に不足が生じる見込みのため、平均 4 パーセントアップの保険税の見直しを検討しました。

しかしながら、令和 5 年度に続き 2 年おきの保険税の見直しとなるため、このたびの税率改定については、加入者の保険税負担に激変が生じないよう段階的な保険税の見直しを行うこととし、令和 7 年度においては、令和 8 年度の赤字解消を見据えた中で可能な限りの法定外繰入金を活用することで平均 3 パーセントのアップとし、令和 8 年度に激変緩和終了分として 1 パーセントのアップを行うことで、県が国保運営方針で定める、令和 8 年度までの決算補填等目的の法定外繰入金の解消を目指します。

＜町長提出議案第 15 号＞

【民生部所管事項】

○ 成年後見制度利用支援事業費：権利擁護支援センター運営経費の詳細について

— 平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、市町村に対し、地域における権利擁護の推進役を担う「中核機関」の設置などが努力義務化されることを受け、本町においても、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方が成年後見制度を円滑に利用できるよう必要な支援を行い、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現を図ることを目的とし、令和 5 年 10 月に「愛川町権利擁護支援センター」を町社会福祉協議会への運営委託により設置しました。

経費の内訳は、業務全体の指揮監督を担うセンター長への報酬 84 万円と、地域における権利擁護関係者による運営委員 12 名への報酬 7 万 2,000 円、制度利用促進等に関する協議・検討を行う推進委員会委員 5 名への謝金 15 万 3,000 円、制度普及啓発パンフレット等の作成費 3 万 2,000 円、合計 109 万 7,000 円を予算計上しました。

○ 地域生活支援事業費：相談支援事業の詳細について

— 本事業は、障害者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、当事者やその家族からの相談に応じるとともに、必要な情報提供や助言のほか、福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整などについて、民間事業所への業務委託により実施をしているものです。

事業費は、地域生活支援事業費 5,412 万 9,000 円のうち、793 万 2,000 円を予算計上しました。

○ 保育士確保支援事業費：保育士等サポート給付金の詳細について

— 本事業は、保育士等の人材確保、定着及び離職防止を図るため、町内の認定こども園、小規模保育施設及び幼稚園に就労する職員のうち、施設長を除いた常勤の保育士等に対し、給付金を支給します。

給付金額は、対象者 1 人あたり月額 1 万円を支給するもので、対象の保育士等を 56 人分と見込んだことから、12 カ月分の合計で 672 万円を計上しました。

○ 子育て応援リフレッシュ事業費：令和 6 年度より利用料の上限額が 6,000 円増額したにもかかわらず、予算額が同じ理由について

— 本事業は、育児ストレスや子育て不安、孤立を防ぐことを目的として、妊娠及び 1 歳未満のお子さんを養育している方を対象に、家事や育児のために、ベビーシッター等を利用した場合、その利用料の 2 分の 1 を助成しているもので、補助金の上限額を、物価高騰などによる利用料の上昇や利用者ニーズなどを総合的に鑑み、これまでの 4,000 円から 1 万円に引き上げました。

なお、予算額は、これまでの利用実績などを踏まえ、利用件数を 4 件と見込み、上限額の 1 万円を乗じた 4 万円を予算計上したことから、昨年度と同じ予算額となりました。

○ がん対策推進事業費：若年がん患者在宅療養支援費用助成金の詳細について

— 本助成金は、介護保険制度の対象外となる 40 歳未満の末期がん患者の方が、住み慣れた自宅で、安心して自分らしい生活ができるよう、在宅生活に必要な経費の一部を補助し、患者さんとその家族の負担を軽減するものです。

助成金の内容は、訪問介護サービス料や、福祉用具・介護用品の貸与または購入費などの費用について、月額 5 万 4,000 円を上限として、費用の 10 分の 9 を助成します。

○ **母子保健事業総務管理経費：妊婦・子育て世帯健康相談業務の詳細について**

— 本業務は、妊婦や 0 歳から 6 歳までのお子さんのいる世帯を対象として、体調不良時などに、24 時間 365 日、チャット方式で医師に相談ができる多言語対応の「健康医療相談アプリ」を新たに導入することで、幼児などの体調に係る不安解消とともに、医療機関の適正な受診を図るものです。

経費の内訳は、契約業者への委託料 60 万 5,000 円のほか、対象世帯への案内通知郵送用の封筒印刷費 3 万 2,000 円、消耗品費 1 万円、合計 64 万 7,000 円を計上しました。

○ **高齢者ミニデイサービス事業費：令和 6 年度当初予算より減額した理由について**

— 本事業は、介護認定を受けていない在宅の 65 歳以上の閉じこもりがちな高齢者の方に、通所による生活指導や日常動作訓練などを提供し、自立した生活の継続や要介護状態への予防となるよう実施していますが、近年、地域の通いの場の定着や介護保険サービスの充実により、事業開始当初とは環境も変化し、利用者数が減少傾向にあることから、令和 6 年度事務事業評価でも事業の再構築を図るようご指摘も受けました。

新年度は、この再構築の取り組みとして、会場ごとの利用者数のバランスの不均衡の是正やコストの見直しを理由とし、これまでの 2 つの会場で 1 回ずつ、週 2 回の実施から 1 つの会場で週 1 回に集約することとし、196 万 7,000

円減額の 369 万 5,000 円を計上しました。

○ 外国籍住民相談管理経費： 外国籍住民相談管理経費の詳細について

- この経費は外国籍住民のための総合相談窓口を設け、日常生活における様々な相談に対応するとともに、各種行政資料の翻訳や行政手続きにおける通訳を行い、外国籍住民への生活支援を図るための経費です。

経費の詳細は、外国籍住民相談員の対応が困難な際に、対話型翻訳機をインターネットに接続して使用するための、「モバイルWi-Fiルーター」使用料として 15 万 6,000 円、相談員の参考書籍などを購入するための消耗品費として 3,000 円、県が主催する相談員研修会の旅費として 3,000 円、合計 16 万 2,000 円を計上しました。

○ 戸籍住民基本台帳一般管理費： 書かない窓口関連事業費の詳細について

- この事業は、住民課窓口での諸手続時において、届出人のマイナンバーカードや免許証、在留カードの情報を機械で読み取り、住所、氏名、生年月日を印字した申請書や異動届を作成するシステムを導入するものであり、申請書等の記入が不要となることによる、利用者の利便性向上と誤記対応等が防げることによる窓口事務の効率化を推進します。

事業費の詳細は、住民異動や諸証明発行受付用端末 4 台の導入委託料 656 万 9,000 円、マイナンバーカード関連の申請書を作成する自動申請書作成システム 2 台の導入業務委託料 405 万 5,000 円、書かない窓口システムの導入による窓口レイアウトの変更に伴い、窓口カウンターパーテーション、フロアパーテーションの購入費として 45 万 2,000 円、電源・LAN配線設置等工事費が 17 万 9,000 円となり、合計 1,125 万 5,000 円を計上しました。

【教育委員会所管事項】

○ 学校施設維持管理経費：小学校水泳授業用送迎バス賃借料の詳細について

— 本賃借料は、学校プールの老朽化対策や教員の働き方改革の推進、さらには、子供たちの泳力向上を目的に、学校プールで行っている水泳授業の運営を民間のスイミングスクールに委託するもので、令和7年度は、試行的に中津第二小学校と菅原小学校2校の水泳授業を民間委託したいと考えています。

また、ご質問の「小学校水泳授業用送迎バス賃借料の詳細について」ですが、水泳授業を民間委託する2校のうち、中津第二小学校については、民間スイミングスクールまでの移動距離が1キロメートル以上あることから、移動時間を短縮し、授業時間を確保するため、大型バス2台を延べ9日分賃借するための費用を予算計上しました。

なお、菅原小学校については、民間スイミングスクールまでの移動距離が500メートル以下であることから、徒歩での移動としたいと考えています。

○ あいかわ70周年スペシャル給食事業費：記念給食賄材料費等の詳細について

— 本事業は、新町発足70周年を記念し、全小中学校の児童生徒が、ともにこの節目の年をお祝いできるよう、9月に町内産の食材等を活用したスペシャル給食を提供します。

記念給食賄材料費等の詳細については、スペシャル給食に提供する愛川町産のブルーベリーを使用したオリジナルゼリーの作成費や、国産牛を使用したビーフシチューの食材費99万円を、また、児童生徒に配付する、食材や食材を生産している方々を紹介するチラシの印刷代1万円をそれぞれ予算計上し、事業費全体の予算額は、100万円としました。

○ 小中学校国際教育推進事業費：小中学校日本語指導協力者派遣経費の詳細と狙いについて

— 本事業は、日本語指導を必要とする児童生徒が在籍する学校に、母国語ができる指導者を派遣し、基礎的な読み書き等の学習指導をはじめ、生活面への適応指導、家庭との連絡にかかる支援等を行うものです。

スペイン語やポルトガル語、タガログ語など 13 名の日本語指導協力者を 1 日に 2、3 時間、各校の実情に応じて派遣します。

また、令和 7 年度は、日本語指導初期集中支援事業を現行の 2 週間程度から 4 週間程度に拡大し、支援を充実していきます。

この経費は日本語指導協力者に対する謝金及び交通費相当額で、謝金は 1 時間あたり 3,000 円であることから、小中学校あわせて約 2,900 時間分の 869 万 6,000 円、交通費相当額 57 万 2,000 円、合計 926 万 8,000 円の予算を計上しました。

○ 小中学校国際教育推進事業費：英語指導助手派遣委託料を令和 6 年度当初予算より増額した理由について

— 英語指導助手の派遣については、3 年間の長期継続契約をしており、令和 6 年度末をもって契約期間が満了となることから、4 月からの授業に間に合うように、事業執行の前年度から業者選定の動きがとれるよう、令和 6 年 3 月議会において、令和 7 年度から 9 年度までの債務負担行為を承認いただきました。

令和 6 年度当初予算は、3 年前の令和 4 年 3 月の契約に基づいて定めた予算ですが、令和 7 年度は、人件費高騰の影響を考慮したことから、令和 6 年度当初予算より増額しました。

○ 不登校対策推進事業費：校内教育支援センター支援員謝金の詳細について

— 本事業は、多様な支援を必要とする児童生徒に対する学習支援や不安に対する相談支援を実施するための校内支援センターに支援員を配置し、児童生徒の社会的自立や個別学習の支援などを行うものです。

令和7年度は、県の補助金を活用しながら小中学校全9校に1名ずつ、1週間あたり10時間程度、支援員を配置する予定であり、その謝金と409万5,000円を計上しました。

○ キャリア教育推進事業費：「夢授業」の詳細と狙いについて

— 「夢授業」は、各学校で開催する職業講話や出前授業の際に、本町がホームタウンとなっているSC相模原の選手やスタッフが、小・中学校の児童・生徒を対象に「夢をもつことの大切さ」や「運動の楽しさ」を伝えるプログラムを開催するものです。

本事業のねらいは、一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくなど、キャリア教育の充実を図ることをねらいとしています。

○ 放課後学習かえで教室事業費：事業費の詳細について

— 放課後学習かえで教室は、令和4年度より、日本語指導教室が設置されている小学校において、外国につながりがあり日本語での学習に課題のある3・4年生を対象に、国語及び算数の復習を中心に基礎的・基本的な内容が定着するよう、個に応じた指導を実施するものです。

事業費の詳細については、各教室で子どもたちを指導する講師6名、18日

分の謝金と、教室の運営にかかる消耗品費、児童の保険料です。

○ 生涯学習推進事業費：町民大学教養講座開催経費の詳細について

- 町民大学は、「第3次愛川町生涯学習推進プラン」の基本目標のひとつである「多様な学びの機会づくり」の施策として取り組む事業です。学び合い楽しみながら教養を深め合う学習の場として、1つのテーマに基づき4回を1コースとして開催します。

本事業の経費は、講師への謝金として1回あたり3万円を全4回分で計12万円と、講座開催にあたり作成するチラシ用のカラー紙などの消耗品購入代4,000円、あわせて12万4,000円を計上しました。

○ 子ども会育成事業費：ふれあいレクリエーション事業委託料の詳細について

- 本事業は、児童と高齢者をはじめとする地域の方々との交流を図るため、愛川町子ども会連絡協議会に委託し、小学校区ごとに、老人クラブやPTA、育成会、行政区などの協力をいただきながら、11月の第2土曜日に、町内の全小学校区において実施し、子ども会連絡協議会が中心となって、だれもが楽しめるスポーツやレクリエーションなどを、関係団体等と協議・調整しながら企画しています。

委託料は、まず49万5,000円を愛川町子ども会連絡協議会に支払い、その後、子ども会連絡協議会から各学校区に対して、「均等割額」と、在籍児童数に基づく「児童数割額」をそれぞれ配分します。

○ 図書館運営事業費：読書普及活動ボランティアグループ補助金の詳細について

— 本事業は、紙芝居や人形劇、絵本の読み聞かせを通じて、「心のふれあい」と「読書の楽しさ」を広めることを目的として活動しているボランティアグループに対し、その運営費を補助するものです。

活動内容は、図書館行事の一環として、季節のテーマを取り入れ、年4回の「つどい」を開催しているほか、「子ども読書の日」にちなんだおはなし会も実施し、親子のふれあいを促進するとともに、読書の普及を推進します。

○ 保健体育総務管理経費：令和6年度より増額となった理由について

— 保健体育総務管理経費は、子事業の保健体育一般管理経費 58万9,000円、また学校開放推進事業費 23万5,000円を予算計上し、それぞれ令和6年度当初予算より 14万3,000円、18万6,000円の増額となります。

保健体育一般管理経費は、これまで総務課で一括して予算計上しましたマイクロバス等借上料について、令和7年度より所管課で予算計上する方法に改められ、「市町村対抗かながわ駅伝競走大会」、「町民ラグビー観戦ツアー」に係るマイクロバス等借上料分が増額しました。

また、学校開放推進事業費は、スポーツ協会から要望のあった、田代小学校体育館防球ネット購入費分が増額しました。

○ 各種スポーツ教室等開催経費：第1号公園多目的広場オープン記念サッカーボールの詳細について

— 「中津工業団地第1号公園再整備基本計画」により、現在、第1号公園野球場の北側半面を、新たにサッカーやフットサルなどにも使える、人工芝の

多目的広場として整備中であり、本年7月のオープンを予定しています。

これを記念し、本町がホームタウンとなっているサッカーJ3リーグのSC相模原からコーチを招き、小学生を対象としたサッカー教室を実施する委託料として5万5,000円を計上しました。

＜町長提出議案第16号＞

○ 一般会計繰入金：その他一般会計繰入金のペナルティの詳細について

— このペナルティ分は、国保の保険給付費に対する国費減額分を補填するための繰入金であり、本来、保険給付費については、32パーセントが国の定率負担金、また、7パーセントが普通調整交付金として国費が充当されますが、重度障害者医療費助成など、いわゆる地方単独事業を行っている市町村に対しては、国庫負担金の公平な配分という観点から、当該医療費分に対する国費の減額調整が行われます。

一方、この減額分を市町村が独自に一般会計から繰り入れて補填することに対しては、国からのペナルティ等は課されないため、本町では、地方単独事業に係る国費減額分について、その他一般会計繰入金のペナルティ分として繰り入れます。

＜町長提出議案第 17 号＞

○ 歳入 後期高齢者医療保険料：前年度より増額となった主な理由について

— 後期高齢者医療保険料は、広域連合が定める県内同一の料率であり、2年に1度改定が行われますが、令和7年度は改定の年ではないので6年度と同率となります。

こうした中、後期高齢者医療保険料が前年度より増額となった主な理由については、団塊の世代が75歳以上になり、被保険者数の増加が見込まれることから、前年度に比べ3,515万3,000円増の6億296万7,000円を計上しました。

＜町長提出議案第18号＞

○ 在宅医療・介護連携推進事業費：厚愛地区在宅医療介護連携推進事業負担金が昨年度と比べ、大幅増額となった理由について

— 本事業は、地域の医療や介護資源の把握をはじめ、在宅医療、介護の相談業務などを厚木市及び清川村とともに、厚木医師会に委託して実施するもので、3市町村全体の委託費1,489万7,000円のうち、本町の負担分289万5,000円を計上しました。

本負担金が大幅増額となった理由は、令和4年度から休止となっていた在宅医療相談窓口に保健師1名の確保ができ、昨年10月に再開していますが、厚木市や清川村、厚木医師会との協議を経て、さらなる体制強化を図るため、新年度からは主任介護支援専門員1名と事務職1名を増員することとなり、その人件費分や体制整備のための事務費が増額となりました。